

公 示 送 達 書

公告第 19 号

下記の書類は、各市町村の後期高齢者医療担当課に保管してありますので、
来所の上、受領してください。

高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条で準用する地方税法第 20 条
の 2 第 1 項の規定により公告します。

平成 29 年 8 月 9 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭



送 達 を 受 け
る べ き 者 の
住 所 氏 名

別紙のとおり

送 達 す る
書 類 名

平成 29 年度後期高齢者医療保険料額決定（変更決定）通知書

注 意 事 項

上記の書類を受領しないときは、高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条で準用する地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、下記の日 to 書類の送達があったものとみなされます。

平成 29 年 8 月 16 日